

ねりま後見人ネットだより

第 12 号

発行／平成 29 年 9 月

発行／練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま



TEL : 03-5912-4022 FAX : 03-3994-1224

E-mail : kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター「ほっとサポートねりま」では、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。



権利擁護センター ほっとサポートねりまからのお知らせ

☆新所長挨拶

平成 29 年 4 月より権利擁護センターほっとサポートねりまに着任しております、千葉三和子と申します。

昨年度、成年後見制度の必要な方が誰でも安心して利用できる仕組みづくりに向けて、「成年後見制度利用促進法」が制定されました。練馬区における成年後見制度の推進機関である権利擁護センターほっとサポートねりまも、さらに機能の充実を図ることが求められています。

「ねりま後見人ネット」におきましても、多くの皆さまにご参加いただき、情報提供・情報交換ができる場として活用していただくと共に、皆さまが円滑な後見業務が行えるようにさらに取り組みを進めていきます。今後ともよろしく願いいたします。



チームワークと笑顔でがんばります！



平成 29 年度の公開講座について

今年度の成年後見制度の区民向け講座は基礎編と応用編の 2 回に分けて開催します。今後の公開講座といたしましては、平成 30 年 1 月 24 日（水）9：30～12：30 に練馬区立区民・産業プラザ研修室 1（ココネリ 3 階）にて、東京アドヴォカシー法律事務所の池原毅和弁護士をお招きし、応用編『成年後見制度における意思決定支援』についてのご講演をいただく予定です。詳しい情報は区報や練馬区社会福祉協議会のホームページ等で情報を掲載する予定です。親族後見人の皆さまも是非お申し込みください。

◆ みんなで学ぼう！成年後見制度

平成 29 年 5 月 9 日（火）に練馬区内で活動する成年後見推進 NPO 法人の「成年後見推進ネットこれから」、「成年後見のぞみ会」と共催で、講演会『みんなで学ぼう！成年後見制度』を開催しました。

講座の前半は「成年後見推進ネットこれから」と「成年後見のぞみ会」による成年後見制度に関する演劇も披露されました。

演劇の中では、認知症の母親をもつ息子からの相談や、障害のある子どもをもつ母親の今後の生活に関する相談の場面が設定され、それぞれこういった部分で成年後見制度を活用することができるのか、わかりやすい解説を加えながら進められました。



演劇の一場面

その後、新宿南法律事務所 土肥尚子弁護士から成年後見制度の説明がありました。ご講演の中では成年後見制度の沿革や、後見人の役割、業務の中でできないこと、被後見人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援信託についても詳しく解説をいただきました。そして、土肥弁護士が実際に後見人として活動している事例についてのお話もいただくことができ、充実した講演会となりました。

◆ 地域で支える成年後見制度と意思決定支援

平成 29 年 6 月 29 日（木）に東洋英和女学院大学の石渡和実教授をお招きし、「地域で支える成年後見制度と意思決定支援」を開催しました。



講演の前半では、自己決定権、ノーマライゼーション、残存能力の活用といった成年後見制度の理念や「本人の意思を尊重する義務」と「本人の身上に配慮する義務」といった成年後見人の義務について触れ、成年後見制度は「親族や成年後見人等、支援者のための制度ではなく、あくまで被後見人が自分らしい生活を送っていくための制度」であることをお話してくださいました。

講演の後半では社会貢献型後見人（市民後見人）の役割と意義についてのお話がありました。社会貢献型後見人には、声をあげたくてもあげられない区民の権利を守っていく役割が求められていることや、誰もが地域の中で、生き生きと暮らしていく社会を実現していくためにも大きな役割を担っていることをお話してくださいました。

講演に参加された方からは、「意思決定支援の大切さについて改めて実感した。」、「地域福祉の視点で成年後見制度の意思決定支援についての話を聞くのはとても新鮮であり、社会貢献型後見人が地域の一員として、重要な意味を持つことを自覚しなければならないと思った。」などの感想をいただきました。



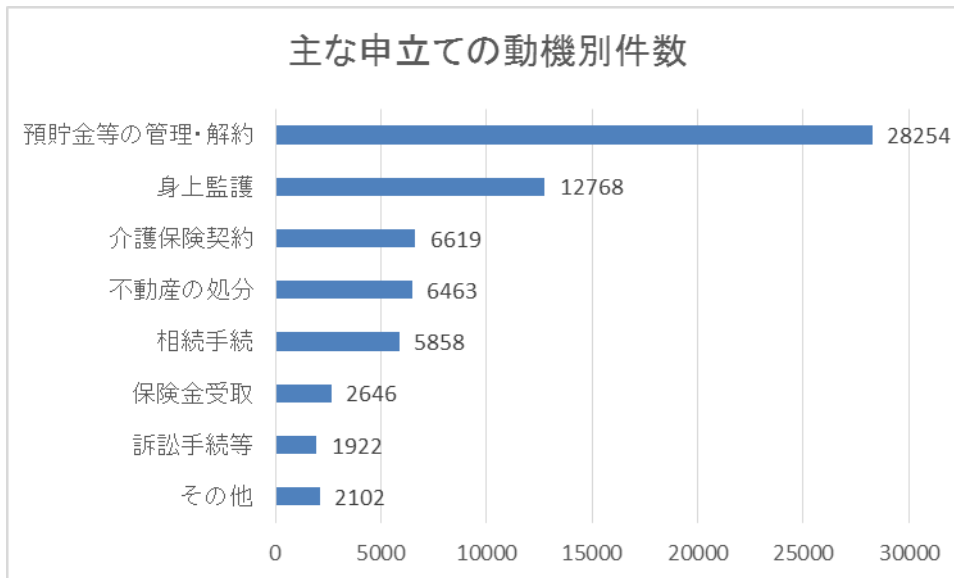
ま・め・ち・し・き



成年後見関係事件の概況について

最高裁判所が毎年出している「成年後見関係事件の概況-平成 28 年 1 月～12 月-」から、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件の概況についてお伝えします。

1. 申立ての動機について



○預貯金等の管理や解約の手続きがきっかけとなって成年後見制度の申し立てをする方が圧倒的に多い状況です。

2. 成年後見人等と本人との関係について

○配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたケースは全体の約 28.1%（前年は約 29.9%）となっています。

○親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたケースは、全体の約 71.9%（前年は約 70.1%）であり、親族が成年後見人等に選任されるケースを上回っています。

成年後見人等に選任された第三者は、司法書士が最も多く、次いで弁護士、社会福祉士の順になっています。



後見制度支援信託の利用状況について

後見制度支援信託は、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みで、平成 24 年 2 月 1 日に導入されました。最高裁判所によると、後見制度支援信託を利用するために専門職後見人が信託契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数は平成 26 年 1 月～12 月は 2,754 人（前年は 537 人）であり、これは、後見制度支援信託が導入された平成 24 年度の 98 件に比べ、435 人となり、約 30 倍増加しています。このことから、後見センターが信託の利用を進めていることが分かります。また、信託した金銭の平均額は約 3,600 万円ですが、東京家庭裁判所の運

用変更により、今年度は平均額が下がることが想定されます。

対象期間	信託契約を締結した人数	信託した金銭の平均額
平成24年2月～12月	98人	約4,300万円
平成25年1月～12月	537人	約3,700万円
平成26年1月～12月	2,754人	約3,600万円

信託財産額の分布【平成26年1月～12月】

2,000万円以下	37.0%
2,000万円超え5,000万円以下	44.5%
5,000万円超え1億円以下	14.2%
1億円超え	4.2%

参考: 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成26年1月～12月－」



後見監督人の選任 過去最多 4800 件

成年後見人等からの相談を受けたり、指導を行ったり不正を監視したりする成年後見監督人の選任件数が急増しています。

全国の家庭裁判所が平成27年に選任したのは過去最多の約4800件。平成17年の282件と比べると右肩上がりが増え続けています。

かつては本人や成年後見人等からの求めに応じて選ぶことが多かったのですが、最近は被後見人の財産が多額だったり、財産をめぐる親族間で争いがあったりする場合などに家庭裁判所が職権で選任するケースが大半を占めています。

背景には、成年後見人等による財産の着服などの不正問題があります。最高家庭裁判所によると平成27年に報告された成年後見制度をめぐる不正は521件で被害総額は約30億円です。（大半が親族後見人によるものですが、専門職後見人による不正もみられます。）



平成28年度 親族後見人サポートのための成年後見制度専門相談の活用状況について

練馬区社会福祉協議会権利擁護センターでは職員による随時相談「親族後見人相談室」を設けています。また、原則毎月第1水曜日午後1時半～4時半に司法書士による無料の「成年後見制度専門相談」を開催しています。後見業務について具体的な相談の他にも、相続、遺言等についても相談ができる場となっており、昨年度は計24件の相談件数のうち、3件が親族後見人からのご相談でした。

ご相談内容を一部ご紹介します。（プライバシー保護のため一部加工して掲載）

○ご相談者は、父親の後見申立を検討されていました。権利擁護センター職員より制度説明を受け、後見人就任後、居住用不動産の処分の申立てについて、専門相談でご相談されました。

○ご相談者は叔父の後見人をしていますが、叔父の容体が急変してしまいました。叔父の死後の相続手続きにおける注意点について、専門相談においてアドバイスを受けました。

上記のような相談に限らず、後見業務を行う中で、ご不安なこと、ご不明なことがありましたら、お気軽に権利擁護センターまでご相談ください。お待ちしております。